

# 新唐津市民会館(仮称) 管理運営計画検討委員会 かわら版

発行日:令和5年12月15日

# 第3・4回 管理運営計画の検討について

唐津市では、令和5年10月16日(月)に第3回、11月27日(月)に第4回の管理運営計画検討委員会 を開催しました。第3回、第4回の検討委員会では、「利用形態」「運営体制」「市民参加」「広報計 画」「収支計画」を中心に管理運営計画の検討を行いました。

# ◆ 新唐津市民会館(仮称)の利用方針

新唐津市民会館は、大ホール、小ホール等で構成される【市民会館部門】、曳山観覧エリア、くんちシアター等で構成される【曳山展示場部門】、そしてその2つの中間にあり、展示ギャラリーなどを備える【共用部門】の3つの機能で構成されます。

新唐津市民会館では、**3つの機能が、相乗的な効果を生み出すような利用**を促していきます。

## ◆ 利用形態

「利用形態」では、休館日、開館時間、窓口対応時間などの利用のルールについて、市民の皆さんが 利用しやすいルールになるよう検討し、下記の提案をしました。

#### 【開館日・休館日の検討(案) ~第3・4回委員会での提案~】

	市民会館部門	共用部門	曳山展示場部門
休館日	年末年始(12/29〜翌1/3) 唐津くんち期間(11/2〜11/4)	年末年始(12/29~12/31)	年末年始(12/29~12/31) 唐津くんち期間(11/2~11/5)
開館 時間	午前9時から午後10時		午前9時から午後9時 (最終入場午後8時30分)

- ◆ 観光客の方が訪れやすいよう、曳山展示場の開館時間を午後9時まで延長します。
- ◆ 施設利用申し込みなどに対応する窓口業務は、午前9時から午後9時を基本に検討します。

### 【施設貸出申込時期と決定方法の検討(案) ~第3・4回委員会での提案~】

	大ホール	小ホール	活動室
利用申込時期	13か月前から2か月前まで ※準備・練習などで舞台だけ利用の 場合は7日前まで受付	6か月前から2か月前まで ※準備・練習などで舞台だけ利用の 場合は7日前まで受付	3か月前から7日前まで
利用決定 方法	・ 利用希望月の一定の期間(毎月1~10日など)に利用申込み ・ 利用希望が重なった場合には、抽選 ・ 上記の利用決定後は、随時、先着順		市の施設予約システムを活用

- ◆ 大ホール・小ホールでの本番利用(お客様を動員するイベント)は、技術スタッフとの打合せや 準備等の期間を考慮し、2か月前までの申込とすることを検討します。(練習利用を除く)
- ◆ 利用者の皆さんに平等に利用していただくため、利用希望が重なった場合、抽選で決定すること を検討します。

記載の内容は現時点での案であり、今後の検討やパブリックコメントを受けて変更となる可能性があります。

### ◆ 運営体制

公立文化施設の運営は、地方公共団体が直接管理運営を行う「直営方式」と、地方公共団体が適切と判断した民間事業者やNPO法人などを管理運営者として委任する「指定管理者方式」のどちらかを 選択する必要があります。

新唐津市民会館(仮称)の特徴を考慮し、相応しい運営方式を検討します。

### ◆ 市民参加

新唐津市民会館(仮称)では、市民の誰もが参加でき、市民や地域との関係性を構築するために 様々な市民参加の機会を設けるよう努めます。

参加の形態	概要と本施設での取り組み	具体的取組案
来場者・鑑賞者 としての参加	公演や曳山の展示を鑑賞すること。講座やワーク ショップ等により、鑑賞にとどまらない「誰もが 気軽に参加できる市民参加」を目指します。	<ul><li>鑑賞型事業や参加型事業などの展開</li><li>会員制度</li></ul>
事業企画・推進役 としての参加	市民がやってみたい事業や、観てみたい公演事業 などを企画し、運営・実践する機会を設けます。	<ul><li>● 市民協働事業</li><li>● 共催事業</li></ul>
評価への参加	本施設の管理運営等に対して、利用者アンケート を実施するなど、市民目線での検証を行います。	● 利用者アンケートの実施

# ◆ 第3・4回委員会 検討概要【委員からの主な意見】

### 利用のルールについて

- 今観光の面で「泊食分離」という、宿泊と食事をセットにせずに、まちに出て飲食することを促すという考え方がある。そういったことも考慮すると、共用部や曳山展示場の開館時間も遅くすることも考えられるのではないか。
- 施設の開館時間は「唐津市全体で夜の観光の魅力をつくる」ことと一緒に検討が必要。
- ・ 決まった休館日は設けず、空いた日にメンテナンス等を行うことにより市民が施設を利用しやすくなり、利便性の向上につながる。
- 利用のルールは市民が利用しやすいよう考えられている。「どう考えてそのルールを設定したか」を 説明できるようにしなければならない。

#### 市民参加について

• 新唐津市民会館(仮称)は、市民文化活動に重点を置いた施設。そういったキーワードをわかりやす く示したほうがよいのではないか。

### 曳山の展示について

- 新しい施設は今の保管状況と異なるので、養生期間を設ける必要がある。
- 曳山保存検討委員会と連携を図り、展示・保存を考える必要がある。
- ・ 曳山展示場の入場料について、曳山の保存にかかるコストは入場料に反映させるべきではない。入場料について再考すること。

# ◆ 次回の検討委員会

開催期日 検討内容(予定)

<mark>第5回</mark> 令和5年12月26日(火) パブリックコメント、管理運営計画(案)検討 など

※配布資料や開催期日などの詳細はQRコードより市HPをご覧ください。





発行: 唐津市地域交流部観光文化施設課

〒847-8511佐賀県唐津市西城内1番1号(大手口センタービル5階) TEL/ 0955-53-7129 FAX/ 0955-72-9182 Email/ kankou-shisetsu@city.karatsu.lg.jp